

6. 介護相談員派遣等事業について

本事業は地域支援事業の任意事業に位置付けられており、事業の積極的な実施に向けて、第6期介護保険事業計画に位置付けていただくよう検討をお願いしてきたところである。

介護相談員派遣等事業は、介護相談員が介護サービスの現場を訪問して、利用者からの相談に応じ、疑問や不満、不安を解消することにより、①利用者の尊厳保持、②事業者のサービス向上とともに、③虐待・身体拘束の未然抑止・早期発見、さらには④生活様式や身体の変化が訪れる年齢層の活動の場の提供等に寄与する有益な事業であり、厚生労働省においても、先般、本事業に関するホームページを開設したところである。<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000114158.html>

このため、未実施の市町村においては、本事業の実施について検討をお願いする。都道府県においては、管内の未実施市町村に対する助言に努めていただくようお願いする。

また、本事業を実施している市町村は、「一定水準以上の研修を受けた者であって、事業活動の実施にふさわしい人格と熱意を有する者」を介護相談員として登録することとされている（平成18年5月24日付け老計発第0524001号「介護相談員派遣等事業の実施について」）ところ、市町村が独自に行う研修の一部には、非常に短い時間しか確保されていない例や、総合的・体系的なカリキュラムがない状況で研修が実施されている例などが散見されるほか、介護相談員と派遣先事業者や利用者・家族との間の意思疎通を一層図る必要があるとの声も仄聞するところである。

については、本事業を実施する市町村においては、介護相談員に対し、機会を捉えて、本事業の趣旨を十分周知されるとともに、研修の質と量が確保されるよう、助言いただきたい。

なお、介護相談員の活動の質を担保する観点から、介護相談員の養成研修のカリキュラムの策定又は見直しに当たっては、介護相談・地域づくり連絡会が行う全国研修の標準カリキュラムも参考としていただきたい。

介護相談員派遣等事業について

○市町村に登録された介護相談員(※)が、介護サービス施設・事業所に出向いて、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげる取組

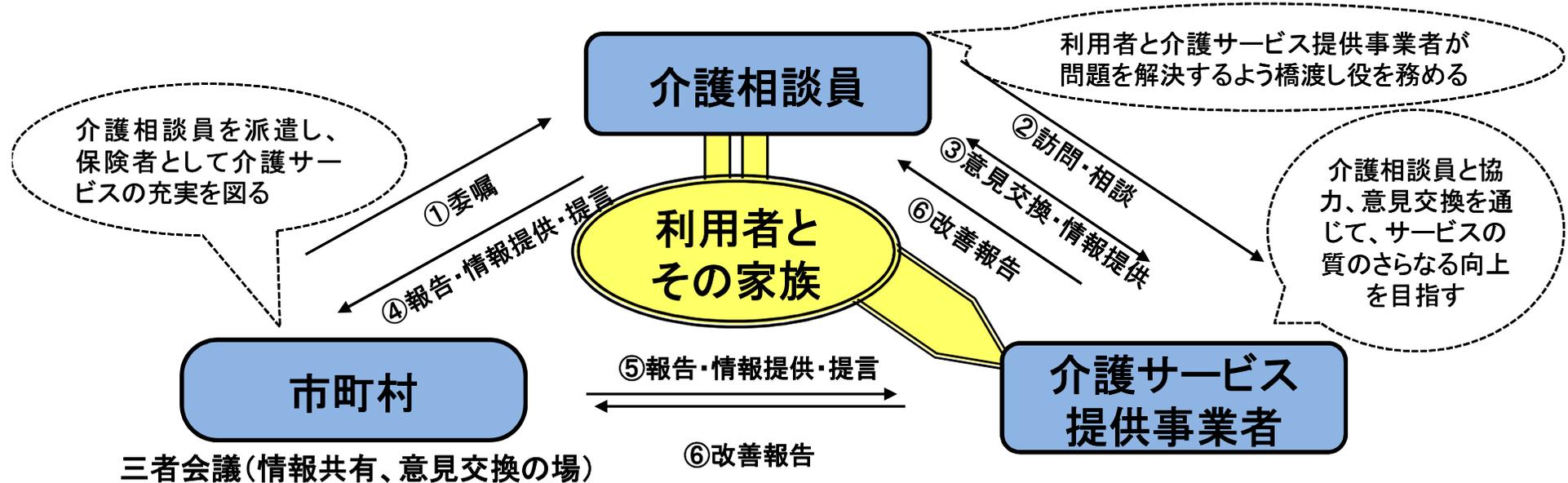
(※)事業の実施に相応しい人格と熱意を有し、一定水準以上の研修を修了した者(市町村が委嘱)

○介護保険制度における位置付け

・地域支援事業の任意事業(介護サービスの質の向上に資する事業)として実施(国の負担割合:39.5%)

・介護サービス提供事業者は、市町村が実施する本事業に協力するよう努める義務(努力義務)を規定

介護サービス提供事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第34条第2項 ほか)



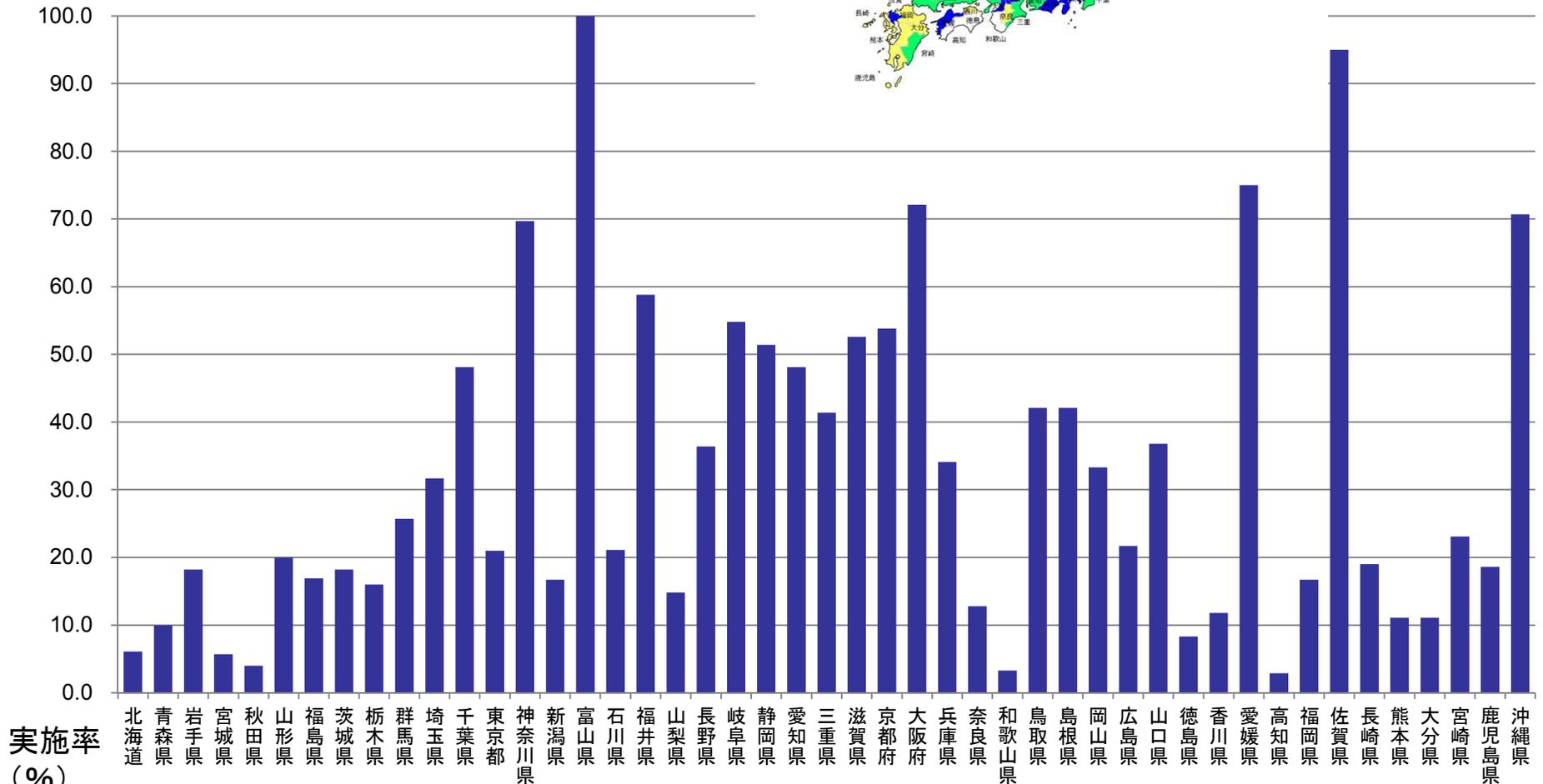
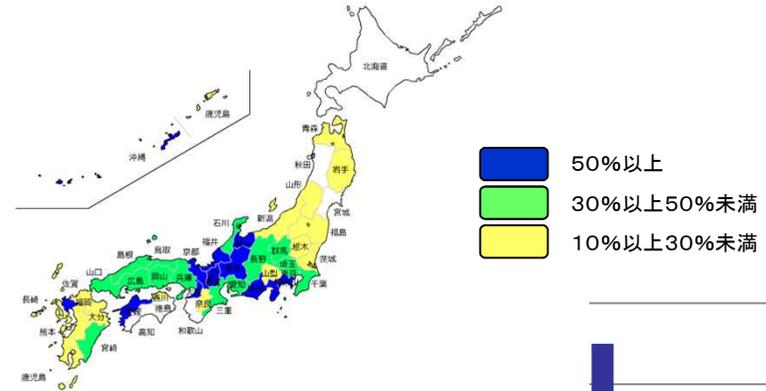
(参考) 直近の状況

介護相談員数	4,687人 (平成27年3月末現在)	実施市町村数 (実施率)	509市区町村(29.2%) (平成27年3月末現在)	受入事業所数	約12,100事業所
--------	------------------------	-----------------	--------------------------------	--------	------------

介護相談員派遣等事業の都道府県別実施状況（平成27年3月）

○県別の市町村の状況では、実施率が100%の県から10%に満たない県があり、実施状況にバラツキがある。

○事業実施市町村からは、介護サービスの質の向上や利用者の権利擁護に効果が出ているとの意見がある。



平成26年度 介護相談・地域づくり連絡会の調査結果から

参照：介護相談員養成研修標準カリキュラム

前期研修

	研修時間	内容
1 前期	13:00~13:10	●オリエンテーション ・研修留意事項 ・研修内容説明
	13:10~14:40	●介護相談員の意義と役割 ・介護相談員派遣事業のあらまし ・介護相談員派遣等事業の目的 ・介護保険と介護相談員
	14:50~16:20	●介護保険の思想 ・介護保険の思想とシステム ・介護保険制度の機能と相談員活動
	16:30~17:30	●介護保険制度 ① ・介護保険制度の基本的理解
2 中期	9:30~10:50	●介護保険制度 ② ・介護保険制度の理解・目的 ・介護保険最新情報
	11:00~12:00	●認知症の人といかに向き合うか ・ビデオ「お山のおうち」
	13:00~13:30	●施設の居住環境とケアの質 ・個室・ユニットケアとは何か ・ビデオ「個室化・ユニットケア～特養ホームはこう変わる」
	13:30~14:30	●施設サービスの理解 ・介護保険3施設の比較、老人福祉施設の種類と性格等
	14:40~17:00	●利用者の権利擁護 ・権利擁護、成年後見制度、市民後見等
	17:10~18:00	●虐待への対応 ・高齢者虐待防止法 ・高齢者虐待の定義

	研修時間	内容
3 後期	9:30~11:00	●身体拘束への対応 ・身体拘束禁止の対象となる具体的な行為 ・身体拘束廃止に向けての取り組み
	11:10~12:00	●高齢者の理解 ・高齢者の身体的および精神的特性 ・高齢者になると現れる変化
	13:00~14:30	●認知症の正しい知識 ・認知症の基礎知識 ※認知症サポーター養成講座を兼ねる
	14:40~16:40	●コミュニケーション技法とトレーニング ・コミュニケーションの技法と演習
	16:50~18:00	●記録・報告の意義
4 最終	9:00~15:30	●相談活動から記録・報告まで ①相談活動における「記録」のあり方 ・講義「相談活動における記録のあり方」 ・相談事例DVD視聴 ・グループワーク「相談記録票の作成」 ・発表／講評 ②相談活動における「報告」のあり方 ・講義「相談活動における報告のあり方」 ・グループワーク「活動報告書の作成」 ・発表／講評 ③ロールプレイ：相談活動と報告・伝え方のポイント ・実技講習／講評
	15:40~16:00	施設訪問・自治体ヒアリングについて

フィールドワーク実習（9時間） 前期研修修了後1カ月以内に実施

●介護施設等訪問実習（7時間） 下記の①～③のうち2カ所以上を訪問 ①介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設等）、その他の有料老人ホーム等（特定施設入居者生活介護）から1カ所 ②通所サービス（デイサービス、デイケア）、短期入所サービス（ショートステイ）、地域密着型サービス（グループホーム、小規模多機能型居宅介護等）のうちから1カ所 ③訪問サービス（訪問介護、訪問リハ等）利用者の居宅（居宅訪問を行った場合） ※各自治体で受け入れ事業所を選定・調整
●地域ケア体制（介護保険事業計画等）のヒアリング（2時間） ※各自治体で対応

後期研修（フォローアップ）

	研修時間	内容
フォローアップ	10:00~15:10	●フィールドワーク活動報告と検討 ・グループワーク（活動レポートの発表と意見交換） ・グループ発表とフォローアップ ・実践活動に向けて
	15:20~16:00	●介護相談員への期待・修了証授与